

【 処置 】

711 皮膚科光線療法とタクロリムス水和物 軟膏（プロトピック軟膏等）
の併用について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

アトピー性皮膚炎に対して、J054 皮膚科光線療法「2」長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね 290 ナノメートル以上 315 ナノメートル以下のもの）」又は「3」中波紫外線療法（308 ナノメートル以上 313 ナノメートル以下に限定したもの）と併用するタクロリムス水和物 軟膏（プロトピック軟膏等）の算定については、照射部位と塗布の部位が異なる場合は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

プロトピック軟膏については、添付文書の禁忌の項に「PUVA療法等の紫外線療法を実施中の患者」と示されているが、アトピー性皮膚炎は症状が多彩であり、それぞれの皮膚所見により治療法を使い分ける。

以上のことから、当該医薬品について、皮膚科光線療法の照射部位と塗布の部位が異なる場合は、原則として認められると判断した。